

平成25年第5回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成25年12月10日（火曜日）

○議事日程

平成25年12月10日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	中村隆君																						
教	育	長	杉山一茂君	代	表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君														
上	下	水	道	事	業	管	理	者	浅	田	道	生	君	総	務	部	長	吉	川	祐	司	君						
総	務	課	長	林	慎	一	君	財	務	部	長	持	溝	秀	昭	君												
生	活	環	境	部	長	福	谷	眞	人	君	健	康	福	祉	部	長	清	水	敏	男	君							
産	業	振	興	部	長	山	本	一	之	君	土	木	都	市	建	設	部	長	金	子	俊	文	君					
入	札	検	査	室	長	福	田	一	夫	君	会	計	管	理	者	木	村	雅	幸	君								
教	育	部	長	原	田	知	昭	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	堀	浩	二	君							
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	田	直	之	君	監	査	委	員	会	事	務	局	長	藤	本	豊	君
消	防	長	牛	丸	正	美	君	上	下	水	道	局	次	長	大	田	隆	康	君									

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、河杉議員、20番、今津議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、引き続いての一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより早速質問に入ります。最初は、11番、和田議員。

〔11番 和田 敏明君 登壇〕

○11番（和田 敏明君） おはようございます。「和の会」の和田敏明です。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

区画線についてですが、センターラインと外側線のその後の経過について。それと、道路パトロール及び発注方法について。3つ目に、安心・安全・美しいまちづくりを実践されるのか。以上、3つの項目について御質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、主に市道における区画線、センターラインと外側線についてお尋ねいたします。

さきの3月議会で同じ質問をいたしました。私としましては現在の車社会において市民生活の安心・安全を守るため、言いつ放しで、執行部だけに放任しては無責任と感じておりますので、その後の経過などについてお尋ねしたいと思います。

前回の質問後、私なりに、市内を通行する際には区画線を含めた危険な箇所などを意識しながら通行しております。前回でも申し上げましたが、小・中学校周りのスクールゾーンのカラー舗装等は着実に施工されており、近隣の住民やPTAの方々からは喜びの声と市に対しての感謝の声が耳に入ってきております。

一方、その区域以外のセンターラインや外側線などの区画線については、いまだ復元がなされていない箇所が多々見受けられます。それら周辺地域の住民や通行者の方々からは交通安全に対する不安の声が聞かれます。

また、復元された箇所についても、例えば市内でも交通量の多い箇所に当たると思いますが、高倉のダイソーから白銀に至る市道のセンターラインは全く消えており、非常に危険な状態でありましたが、このラインが復元されるまでに、私が以前質問をしてから半年以上の期間を要しております。このことから私は、委員会等でも早急に復元するように訴えてまいりましたが、一向に解消される様子はいかがえません。

執行部においては、道路パトロールは月2回程度実施しているとのことでしたが、一体何のために、どんなパトロールをされているのか疑問でなりません。

また、発注方法も年度の前期と後期の2回に分けての発注とのことでしたが、現時点においても消えていたり、薄くなっている区画線で、特にセンターラインの復元が後期の発注に含まれていたとしたら、市民の安全を全く無視していることにはなりません。もし、このことが原因で事故が発生した場合、誰がどうやって責任をとるのでしょうか。この発注方法の前期と後期の2回にとらわれず、現状に即した方法に変更されたらいかがでしょうか。区画線一つが満足にできない状況下で、市民の安心・安全がどうして守れるのでしょうか。

前回の質問に対し、市長より御答弁いただきました市民の安心・安全に対する思いと現状とに、非常にギャップを感じております。いま一度原点に戻り、市内全ての区画線を点検し、消えていたり、薄くなっている区画線を全て復元されたらいかがでしょうか。

恐らく財源的に難しいという答弁が帰ってくるのではと思われませんが、一度に多額の費用がかかるのは、執行部のこれまでの怠慢から生じたことであり、人命はお金には変えられないと思いますが、市長は常に即実行と言われており、近年は、加えて美しいまちづくりと言っておられますが、本来あるべきものが消えていたり、消えかかっているものを見

て、果たして美しいまちと言えるのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。現時点、消えていたり薄くなっている、全ての区画線の復元を早急に実施されるのか、されないのか、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 11番、和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

市民の安心・安全に係る、なにかんづく危険があらかじめわかるような地域を放置することは断じてございません。そういう方向の中で点検、その他をしっかりと急がせたいと思っておりますので、詳細については担当部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、ただいまの区画線に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、センターラインと外側線のその後の経過について御説明を申し上げます。センターラインや外側線、交差点の区画線などが消えている、あるいは見えづらい箇所の対策についてでございますが、毎年約20キロメートルの区画線を復元、新設いたしておるところでございます。

区画線などの交通安全対策工事の発注方法につきましては、議員よりただいま御指摘もございましたが、現在は年2回、前期と後期に分けて発注いたしておりますが、これは年度途中で地元要望などがあった場合には後期の工事に対応する、つまり、できるだけ次年度へは持ち越さないというようにするためでございます。

なお、道路パトロール及び発注方法についてでございますが、道路パトロールにつきましては交通事故などの発生を未然に防止するため、路面、道路側溝、橋梁のほか、防護柵、カーブミラー、区画線といった交通安全施設など、道路施設全般にわたり点検・安全確認のため、月2回、職員が行っているところでございます。

点検結果は、「道路パトロール点検項目一覧表」に記入して、データを蓄積いたしておりますが、センターライン、外側線、交差点の区画線などは、まとめて工事発注いたすところでございますが、その他のカーブミラーのミラー交換など、緊急を要するものや路面補修などの簡易な作業につきましては、職員みずからがその場で対応いたしておるところでございます。

区画線等の発注方法につきましては、ただいま前期と後期の2回にとらわれず弾力的な発注方法ができないのかとの御提案でございますが、本年3月議会におきまして議員より、異常に気がついたら即実行すべきとの御意見も頂戴いたしまして、現在、次年度におきま

して、年間を通して対応できるよう発注方法について検討を行っているところでございます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございました。早急に対処されるとの前回と同様な答弁をいただきましたが、ちょっと再質問させていただきます。

先ほど言ったように前回と同様な答弁をいただきましたが、果たして信じてよいのでしょうか。（笑声）前回の答弁の中で市民からの通報・連絡や、市職員、クリーンセンター職員、郵便局配達員の方々に協力をお願いしているとのことでしたが、今年度はそれぞれのぐらいの件数が寄せられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 道路パトロール、その他異常の発見の方法でございますが、現在、今年度ということで御質問をいただきましたが、実は毎年のデータは私ども蓄積いたしておりまして、例えば昨年度になります、いわゆる現場をパトロール中に発見したものが67件、パトロール以外の際に職員が発見したものが202件、その場で職員の処理数が269件等々はデータとして蓄積いたしております。

他の部署、もちろんございますが、もう一つは、昨年までは公営施設管理公社の中で、職員のほうが現場補修に赴く際に、また他部署から通報いただいた件数につきましては、合わせて950件、昨年時のデータとして、私どものほうで確認いたしております。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） かなりの件数の通報といえますか連絡が多数ありながら、いまだ復元されていない多くの区画線が見受けられますが、それがなぜできないのか、その理由についてお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 予算の話になろうかと思いますが、区画線やカーブミラー、ガードレールなど、交通安全施設の補修・交換等につきましては、他市町も同様でございますが交通安全対策特別交付金なるものが、国のほうから各地方公共団体に交付されます。防府市におきましても今年度の交付額が約2,200万円、これは県内他都市と比べましたときに県内6番目の金額にはなります。それをもって各市とも区画線、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策施設の整備に充てておるんですが、もちろんそれだけでは十分賄えませんので、本市におきましても別途単独予算を計上いたしております。

そうした中で鋭意整備を進めておりますが、この交通安全対策特別交付金は国のほうから毎年支給されますが、この金額につきましては、およそ変動の少ないものでございまして、防府市が仮に来年度、思い切った施策、施工をする場合は、もちろん単独費を持ち出すようになります。

そういったことから、私どもも本年3月議会で御指摘をいただきましたことで、発注方法については既に検討もいたしておりますが、事業量を増やそうと思えば単独予算を増やすことにもなりますので、限られた財源の中でどこまで予算が増やせるか、今後、新年度予算編成作業の中で財務部局と協議、調整をしていくというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） 数々の行政改革、先日も会議がありましたが、かなり財政の健全化をされてると認識しておりますが、その裏で実際やらなければいけないもの、市民の安全、命を守るためになければならないものが消えていることが果たして行政改革と言えるのでしょうか。非常に疑問に思っております。

では実際、今から検討されて、いつまでに実施するのかお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） いつまでに実施をとということでございますが、改めましてちょっと御説明をさせていただきたいことがございまして、議員の皆様、既に御承知でございますが、昨年12月に通学路の緊急合同点検結果を受けまして、通学路対策事業費が国の交付金対象になりました。また、3月には国の経済対策として大型補正がなされまして、交通安全対策施設整備事業などを繰り上げて実施いたすことができました。

こういった国の支援につきましては、私ども常に動向を注視しながら鋭意安全対策を進めていきたいというふうには考えておるところでございます。ただ、今回御質問の路側線、センターライン等につきましては、あくまでも維持的な管理でございまして、国のほうから配分される予算に、各市とも別途単独費をつけ加えながら鋭意整備を行っている。

また、この2,200万円という大事な国費につきましては、例年ほぼ同額が配賦されますので、私どもといたしましては、そういった国の仕組みの中で各市町村とも、また協議も、研究もさせていただきますが、継続的にある程度の一定額を予算措置しながら行っていくことが市民の皆様方にとりましても、年度別の変動が少ない中で対応していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） なかなか思ったような答弁が返ってきませんが、3月議会で要望しておいたと思いますが、消えていたり薄くなってる、横断歩道や停止線については、やはり多くの箇所では復元がなされていませんが、所管の公安委員会に対して、これまでいつ、誰が、何回要望されたのかお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 公安委員会に対しての要望、いつ誰がどういう形でということですが、実は山口県の公安委員会、管理者は当然そういう形になっておりますが、窓口は防府警察署でございます。市民からの通報があれば、私どものほうに届けば、もちろん防府警察署に即座に通報もして、対応をお願いします。

また、反対に市民の方々から防府警察署に通報があれば、防府警察署から私どもの部署のほうに同様の内容の情報が戻ってまいります。ただ、公安委員会のことに関しましては私のほうで御説明はできかねますが、県の中でどういった対応、どういった予算配分をされているのか、この辺につきましては私どものほうでは、それ以上のことについては言及をいたしたことはございません。一応、お願いという形で、常に差し上げております。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） 公安委員会に要望だけはしました。他部署のことであり、実施されるかどうか後のことは知りませんでは、あまりにも無責任ではないでしょうか。それこそ何のためのパトロールでしょうか。市民の命がかかわっているわけですから、実施していただけるまで何回も要望すべきではないでしょうか。早急に、再度要望していただくようお願いいたします。

最後に、御存じとは思いますが、以前、先輩議員より、最近では生活道路の安全対策として、車の最高速度を時速30キロメートルに規制するゾーン30が全国で取り組まれているということをお聞きしました。我が防府市においても早速、宮市地区周辺でこのゾーン30が整備され、大変喜ばしいことと思っております。

しかしながら、一方では、センターラインや外側線が、また横断歩道や停止線が消えていたり薄くなっている箇所が多々ある現状を見ると、幾ら他の方策を講じたところで、施設管理者、すなわち執行部の皆さんの交通安全への思い、またはやる気がない限り本当の交通安全には結びつかないのではないのでしょうか。

市長が常日ごろから言われている市民の安心・安全への思いを執行部の皆さんも共有され、ぜひ実践していただきたいと思っております。次回の議会では「ありがとうございました」とお礼の言葉が言えることを願ひまして、1つ目の質問を終わります。

続きまして、スクールゾーンのカラー舗装についてお尋ねいたします。

先ほどの質問の中で小・中学校周りのスクールゾーンのカラー舗装等は着実に施工されており、近隣の住民やPTAの方々からは喜びの声と市に対しての感謝の声が耳に入ってきておりますと申し上げましたが、このことは紛れもない事実であります。とても感謝されております。

では、なぜ質問されるのかと思うのですが、私は今回、危険な状況に実際に遭遇するまでは、スクールゾーンのカラー舗装は児童・生徒たちが安全に登下校するためにとってもよいことだと思っていました。しかしながら、今回のようなことに遭遇してみると、道路の外側線から道路端までのカラー舗装部分の幅員について、どのように決められたのか、とても疑問に感じたからです。危険な状況について少し説明したいと思います。

先日、道路を車で通行していた際に、小学生の下校時に遭遇いたしました。小学生は当然カラー舗装部分を通して下校しておりました。しかし、突然車道のほうに飛び出したことにより、前の車が突然急ブレーキを踏みました。幸いにも車のスピードが余り出ていなかったことから事故にはつながりませんでした。よく見てみると、カラー舗装部分にちょうど電柱が立っており、幅がそこだけ極端に狭くなっていたことが原因でした。

その後、何か所かのスクールゾーンのカラー舗装を見て回りました。やはりこのような状態の箇所が多数見受けられました。また、中には電柱には関係なしに、人が通るのがやっとの幅のところもありました。スクールゾーンの設けてあるほとんどの道路は車道と歩道の分離されていない対面通行の道路です。そこでカラー舗装部分についてお尋ねいたします。

1つ目が、車と歩行者と、どちらを優先させて幅を決めたのでしょうか。

2つ目が、幅は何を基準に決めているのでしょうか。

3つ目に、実際に施工箇所を確認されていると思いますが、このような箇所について何も感じなかったのでしょうか。

最後に、またスクールゾーンのカラー舗装は赤色で着色されていますが、最近、一部の横断歩道にはゼブラの一部に緑色が使用されております。どちらも歩行者の安全確保のために、より車に対し目立たせるために着色してあるのではないかと思います。なぜ色が違うのでしょうか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、スクールゾーンのカラー舗装についての御質問にお答えいたします。

学校周辺カラー舗装部分の幅員の基準でございますが、新しく外側線を設置してカラー

舗装する場合は、その道路幅員あるいは車両・歩行者の通行量などを考慮した後に、所轄警察署とも協議して、0.5メートルから1メートル程度の幅員を確保いたします。これは通常の路肩部分の幅員が75センチメートルという基準がございますので、その程度のものを確保いたしておるところでございます。

また、もともとあった外側線を復元してカラー舗装する場合、これは極端に狭い場合を除けば現況幅、それまでどおりという形でカラー舗装を行っているところでございます。

そうした中で歩行者を優先する場合、歩行者を優先するエリアにつきましては、道路交通法による駐停車禁止路側帯、または歩行者用路側帯なるものを道路標示いたします。これは特別に実線で2つのラインを引いたり、実線プラス波線で「これから路肩部分には車両は入れません。または入れたとしても停止のみですよ」という標示をいたします。そうしたことから常に公安委員会、先ほどもありましたが、防府警察署と協議をしながら、できるだけ広くとるような努力は行っているところでございます。

この学校周辺カラー舗装につきましては、平成19年度からこれまで取り組んでおりまして、当初から舗装の色はベンガラ色という、赤茶と申しますか、そういった色で行ってきているところでございます。

なお、議員の御質問にございましたけども、近年、歩行者の通行が多い、なおかつ信号機のない横断歩道を強調するために、ゼブラの色なし部分を緑色に着色された箇所が見受けられます。この緑色は、山口県が管理する県道で統一して使われているものでございまして、市といたしましても公安委員会と協議の上、同じ緑色を採用したものでございます。そのため学校周辺カラー舗装の色とは異なっているところでございます。

なお、御質問の中にごございましたように、私どももカラー舗装の工事を行う際に、電柱が非常に妨げになるという箇所が幾つかあるということは既に承知をいたしておりまして、その都度、電線管理者のほうへは協議、調整をお願いするんですが、現状におきましては電柱の移設を私どものほうから願い出る場合に、移設補償費なるものを求められることが通常でございます。そうしたことから、これまで、なかなか電柱の移設については実現をし得てないところがございます。今回御質問いただきましたので、改めて電線管理者と、そういう安全対策の中で、さらに御協議もしてみたいというふうには考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございました。市の交通安全に対する取り組みには大変感謝しております。また検討していただけるということで、やはりこのよう

な状況があることが非常に残念に思っています。本当に、せっかくいろんなところから感謝の声も上がっていますので、あとこれだけやればというところは事細かくやっていただければというふうに感じております。

このような箇所を一日でも早く解消して、児童・生徒の安全を確保する必要があると思いますが、もう少し取っついて対応というか、ただ言って検討されてというか、時期的なものとかいうことが、もう少しお聞かせいただければありがたいと思っています。よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 先ほどもいつまでにということで御質問を承りましたが、なかなかお答えしにくいということで御答弁させていただきました。ただ、議員、今回、さらには前回も御質問の中にございましたが、これで安心・安全、また今回は美しいまちづくりになるのかという御提案というか御意見をいただいております、私どもも、道路管理を行うものの立場に立てば、そのことは非常に重く受けとめております。

そうしたことから、これまでと特に変わったところ、いつまでにという期限につきましてはなかなか御説明もしかねるところでございますが、今後も道路パトロール等も強化しながら、また市民の方々の通報等に対しましても即座に対応できるように、いわゆる発注方法も含め改善をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど来から応答聞いておりました感じなんですが、議員が御指摘になられたのは本年3月、そして新年度予算が動き出して現在12月でございます。残り4分の1、3カ月ほどあるわけでございますので、いま一度、予算等々再点検しながら、もしかしたら使えるお金も残っておるかもわかりませんので、それはよくわかりませんが、よくよく精査して、その中で、また、すぐ地権者等々御協力が得られるようなところとか、あるいは緊急性のあるところなどを拾い出して進めさせていきたいと思っておりますので御期待いただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） 非常にありがたい御答弁、ありがとうございます。やはり3月から通じて、1つ目の質問と同様に、一体誰のために行政をしておられるのかというのが、非常に疑問に感じておりました。この区画線については、市民が安全に住めるまちづくりの一つにしか過ぎませんが、やはりこれら一つ一つの積み上げが、本当に安心して、安全に住めるまちづくりに結びつくものと思っております。ぜひ市長が言われたように、

市民の目線で物事を実践していただくことを強く願ひまして、2つ目の質問を終わります。

3つ目になりますが、多目的広場の新設についてお尋ねいたします。

近年、高齢化が進展するとともに健康志向が非常に高くなっており、何名かの議員さんも今回質問の中でおっしゃられましたが、以前から盛んに行われているゲートボールをはじめ、近年ではグラウンドゴルフなどが盛んに行われております。

現在、防府市には軟式野球、ソフトボール、サッカーなどのスポーツのできる運動広場としては、新田古浜の防府スポーツセンター、向島の向島運動公園が存在しておりますが、いずれも南部の臨海部に設置されております。

しかし、市の北部に居住されている方々がこれらの施設を大会など以外に日常的に利用されることは非常に困難な状況にあります。これら以外の唯一の広場である小・中学校のグラウンドは、クラブ活動やスポーツ少年団が日常的に使用されており、高齢者を含め一般の方々がスポーツや遊びに利用することは、ほぼ不可能であると言えます。そのため広い面積を必要とするサッカーなどはとてもできる状況になく、やりたくてもできないというジレンマの毎日を過ごしているという話をよく聞きます。

一方、近年ではゲリラ豪雨、台風の接近本数も増加、防府市での発生事例はないと思いますが、竜巻などの異常気象が続いております。また、近い将来に起きるだろうと言われております南海トラフ地震による津波などが懸念されており、いつ災害が起きてもおかしくない状況にあります。

そこで運動広場だけの機能ではなく、災害時の対応策として備蓄倉庫、耐震性貯水槽などの防犯機能あるいは一次避難場所としての機能を兼ね備えた防災拠点となり得る多目的広場を設置されてはいかがでしょうか。

平成11年1月に作成されております「防府市緑の基本計画」には、街区公園などの住区基幹公園の配置計画が示されております。今回要望する多目的広場は、配置計画の中では各小学校区に1カ所程度配置計画のされている、敷地面積2ヘクタール程度の近隣公園並みと考えております。

最近では大平山総合公園を開設して以来、ここ数年、新たにつくられた公園としては、開設はされていないとお聞きしております。これらのことを鑑み、ぜひ佐波川の右岸側に近隣公園並みの多目的広場を設けていただきたいと思いますと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

市街化区域及び周辺部に地域を単位として計画配置する近隣公園は、誰もがスポーツやレクリエーション活動が楽しめ、また災害時の一次避難地としての役割を果たすなどの多様な機能を持つ都市施設であると考えております。

現在、本市では、住民の皆様の身近な公園であります街区公園の公園施設の設置及び改良などを重点的に行っているところでありまして、近隣公園を設置するには至っておりません。

しかし、議員御案内のとおり、スポーツなど広く活用できる広場であると同時に、災害時等には避難拠点となる機能をも持ち合わせた地域単位の近隣公園など、まとまりのある面積を持った公共施設の整備は重要なことであると考えております。

特に市の既存のスポーツ施設は市内の南部のみにありますことから、遠く離れた市の北部地域においてはぜひ必要な施設であろうと認識いたしております。私もかねてから強く感じている点でもありますし、改選前の議会におきましても、既に引退しておられるお方でございますが、強い御要望があったことを記憶いたしているところでもございます。

今後、市といたしましても、地域の皆様の御意見や御要望をお聞きしながら、いま一度市全体を視野に入れ、バランスのとれた整備計画であるようにしていかなければならないと思っております。「防府市緑の基本計画」の見直しも含めて検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 和田議員。

○11番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございました。市長から前向きな御答弁をいただきましたので、冒頭申し上げたとおり、執行部に放任するだけでは無責任と考えておりますので、私個人といたしましても、できるだけ早い時期を目標に用地の確保に向け、地域の方々の協力も得ながら適地を探してまいりたいと考えておりますので、今後の行政の御指導、御協力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で11番、和田議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、23番、田中健次議員。

〔23番 田中 健次君 登壇〕

○23番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。この議会では公共施設の更新問題、フリーダイヤルの導入、土砂災害防止に関して、この3つの課題についてお尋ねをしたいと思っております。

質問の第1は、公共施設の更新問題についてであります。

公共施設白書の作成に関しては、この1年間に本会議の一般質問で何人かの議員が正面から、あるいは側面的に触れられていますが、もう少し核心に触れて議論すべきではないかと、こういうふうに考え、公共施設の更新問題として取り上げさせていただこうと考えております。

公共施設の更新問題という言い方のほか、公共施設マネジメントあるいは公共施設再配置、こういう言い方をする場合もありますが、全国的な問題として近年、にわかにこの課題への取り組みが進められてきています。これは自治体の公共施設が1960年代、70年代、80年代の前半にかけて増設された施設がかなりの割合を占め、今後これらの施設を更新するに十分な財源がないため、施設の再配置、統廃合が大変大きな課題となってくる、こういうものであります。

この課題に取り組む手法として、まず第1段階として、施設の白書をつくること。第2段階として、施設再配置、この中には施設統廃合という問題も含まれますが、そのための方針をつくるということ。第3段階として、その方針に基づく再配置計画、いわば統廃合計画にもなるわけですが、これをつくって計画を進めるという流れになっていくだろうと思います。これは大変重い課題であります。既に全国で100を超える自治体で白書作成が行われているとも言われています。防府市でも今年度事業で、この白書づくりを進められています。

そこで1番目に、公共施設白書策定の進捗状況は一体どうなっているのか。また、この白書はどのような構成・章立てになっているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

2番目に、白書策定後に引き続き公共施設の再配置に関する方針の策定、さらに公共施設再配置計画へと進めていくことになるのか、この点について確認の意味で市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

3番目に、先行して進められている他市の例では、公共施設の建て替え可能な割合は50%程度と言われ、耐用年数を経過した建物や統廃合による建て替えを除き、原則として新たな箱物は建設しないとの方針を決定しているところもあります。市執行部は、どの程度建て替え可能というふうに現時点で考えられておるのか、お伺いをしたいと思います。

4番目に、財団法人自治総合センターが2011年、平成23年3月にまとめた研究報告書に紹介されている計算ソフトで公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用が簡便に推計できる、こういうふうに言われております。このソフトを活用しているのかどうかお伺いをしたいと思います。

以上、最初の質問を申し上げました。明確なる御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 23番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、公共施設白書の策定の進捗状況についてのお尋ねでございましたが、本年7月から各公共施設の現況調査を全庁的に実施いたしまして、現在、その調査結果のデータにつきまして整理・確認作業を行っているところでございます。その後、表現方法やまとめ方について、施設所管課と協議をしまして、最終的に来年2月の完成を予定いたしております。

この白書の内容でございますが、市の公共施設の保有数量や分類別の施設数量などの施設状況、大規模な修繕や建て替えにかかる将来費用、市民の皆様が広く利用される施設の管理運営状況、利用状況、コスト状況などの現状、そして公共施設の課題と今後の取り組みの方向性などを記載するものを予定いたしております。

次に、公共施設白書策定後の進め方についてでございますが、公共施設マネジメント事業につきましては、公共施設を市民ニーズに合った施設に最適化し、本市が健全な財政運営を維持し続けるために、将来的な公共施設の更新費用の平準化、低減化を行うことを目的として進めていくものでございます。

平成26年度には、白書を市民の皆様へ広く公表し、白書に基づき公共施設マネジメント事業の基本的な方針を策定する予定でございます。

また、平成27年度には、見直しが必要な施設や長期に利用する施設に分類いたしまして、施設分類別や個々の施設について想定される再編のあり方を明示する最適化計画を策定し、さらに平成28年度には長期に利用する施設につきまして、将来的費用を低減させるため、財政計画等と連動させながら、予防保全の観点から、早めの修繕を行い、その結果として耐用年数の延長が図られるよう保全計画を策定する予定でございます。

次に、公共施設の建て替え可能割合などについてでございますが、本市の公共施設に係る大まかな更新費用の試算につきましては、議員御指摘の財団法人自治総合センターの更新費用試算ソフトを利用して、昨年度試算を行っておりますが、今回の白書では、より綿密な更新費用の算出を行おうとしておるところでありまして、現時点では議員が言われるような建て替え可能割合をお示しすることは困難であると考えております。

また、公共施設マネジメント事業の全体方針につきましては、先ほど申し上げましたが、総合計画や行政経営の考え方を踏まえ、公共施設全体として基本的な方針を策定する予定でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今後の市の大まかな方向だとか計画だとか、そういうことについて御説明いただきましてありがとうございます。26年度以降毎年1段階ずつ進めていくというような形で受け取りました。

それで、今時点、どのような形になるのかということについて、数字的なものはお示しできないということでもありますけれども。例えば、今、私手元に持っておりますのは「地方財務」という地方財政の総合実務誌と銘打っております、そのことしの5月号ですが、4月からずっと「老朽化と財政難への経営が試される公共施設マネジメント」という形で連載の記事があります。この中で、南学という神奈川大学の特任教授の方がこういうふう、「数自治体での白書を比較してみると、ほとんど同様の課題とその対応策の方向性が示されることになった。その論点は以下の点に集約される」、こういうふうに言われております。「昭和40年代、50年代の人口急増期に整備され、新耐震基準に適合しない施設、昭和56年以前の基準が全体の約半数に及ぶこと」と。それから、「公共施設全体の面積のおよそ半分が小・中学校の施設であること」、あと途中少し抜かしますが、「老朽化した既存の住民利用施設をそのまま更新、建て替えることは財政状況から全く不可能で、3割以上の面積削減を検討する必要がある、その一つの方策として総面積の半数を占める学校施設の用途転換や合築、例えば学校施設と公民館というような形になると思うんですが、合築で対応する手法が合理的であること」と、こんな形で先進の幾つかのものについて整理をされております。

それともう一つ紹介をいたしますが、先ほど財団法人の、総務省の外郭団体、そのソフトということで、昨年度調べられたということで、後から私、気がつきましたけれども、このソフトによると1年当たりの更新費用が平均的に見て42億9,000万円かかると。ところが現状では、そういった既存施設の更新に使うお金というものが約10億円ぐらいということで、これはことしの3月議会での山本議員の一般質問の際にも引用されておる数字でありますけれども、この数字でいくと、更新できるのは4分の1ということになってしまうわけですね。4分の1なのか半分なのかわかりませんが、いずれにしてもかなりのものが普通に考えれば更新できないと。

その中で、さまざまな工夫をして新規の建設をしないだとか、それから合築をするだとか、あるいは維持管理コストを下げるだとかいう形で、せめて30%ぐらいの削減にしようというような計画が全国的につくられて、今、おるわけであります。

そうやってまいりますと、26年度以降公表すると、市民に公表するという形になりま

すが、この公表はやはり市民に丁寧に公表して、そして市民の活発な議論を呼び起こすということでない、その先が本当にそういう形で進むのかどうか、大変難しいものになるうと思います。その公表についてはどのような考え方でおるのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 公共施設白書の公表の仕方でございますが、今現在考えておりますのは、これは白書自体がかなりの厚みが出てくるものだというので、まずホームページの掲載、それから各出張所、各公民館などに置いて閲覧していただけるように配置をしたい。各公民館周辺に置きたいというふうに思っております。

それから、一番いいのは市広報等で公表できるといいんですが、市広報に載せるにはいささかボリュームがございますので、公表している旨を市広報のほうに掲載をして周知をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） そこで一つ御紹介したいのが、神奈川県のアノ市の例であります。アノ市は、この公共施設白書を外部のコンサルタントに委託するのではなくて、市の職員がつくられたというところですが、そこでは市の庁舎の中にアノ市はコンビニエンスストアがあって——市の庁舎の中にあるんですが、そこの中で公共施設白書というものを売っております、市の庁舎の中で。

こういう形で今買えるものは3冊あるわけですが、かなり厚いものであります。これはその課に電話で申し込めば、誰でも送料と一部500円だとか1,000円だとかいう形で売っておるわけですが、こういう形で、この分は平成21年のものは初版が150部発行ですが、21年の10月に150部発行して、11月1日に50部、12月1日に50部という形で、その当該年度にまた増刷をして、私が手に入れたものは第10刷ということで、毎年年度の中で100部だとか——ちょっと数が少ないところもありますが、非常にお金をかけない、しかし内容をきちっと全てするという形のものであります。

かつて合併協議のときに合併協議会の資料というものが、やはり一般市民も買うということができました。これは当時、今、財務部長が担当で、私、財務部長のところに行って、当時議員ではありませんでしたので、買わせていただいた記憶が、今よみがえりましたけども、そういう形でむしろすべきものではないかと思えます。市民の中に積極的に広げていくというか、これはそうお金がかかるような印刷製本でもないと思えます。これをぜひやっていただきたいと思えます。

それから、秦野市では市広報にも何号かこれを載せております。その辺の取り組みについていかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 十分に検討させていただきたいというふうに思います。広報の仕方、いろいろございまして、例えば総合計画なんかも販売をしているわけでございます。非常に参考になる御意見ということで、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） それと、もう一つ申し上げたいのは、防府市が考えておるように、毎年1段階ずつ進むのかどうかということを私もちょっと思っております。例えば一番最初にこういう施設をつくったと言われる藤沢市、全国的に有名になりましたが、藤沢市がつくったのは、たしか2008年に公共施設マネジメント白書というものを先駆けてつくって、これが非常に評判になりました。今それをホームページからダウンロードしたものがここにありますが、これが、ただ、次の段階に進むというのが、ことしの11月です。2008年から数えて5年目の11月に、次の方針について市民にパブリックコメントを求めると。そういう形でやはり方針づくりというのは非常に時間がかかるんだろうと思います。

例えば、同じような形で進んでいる例として、よく引き合いに出される習志野市、これも公共施設マネジメント白書が21年の3月にできましたけども、次の基本計画の基本方針ができるのには3年かかっております。そういう形で、これはぜひ計画の進め方が稚拙にならないように、そのことを要望しておきたいと思います。今の点は要望でありますので、特に御答弁要りません。

それで、そういう形で検討されるということでもいいわけではありますが、そうなっていきますと、例えば今後予想される防府市の方針というのは、新たな箱物はできるだけ建設しないということであるとか、学校と公民館との合築だとか、施設の集約化ということが当然今後予想される基本方針となっていくだろうと思います。

これは今、防府市がどれぐらい削減するのかわからないというけれども、他市の例を見ると大体そういったことが方針として示されております。そうなりますと、これから新たにつくる箱物だとか、新たに例えば公民館をつくるだとか、改築するということについては、言ってみれば、この基本方針、そういったものを内容的には先取りしたモデル事業になるべきものだろうという気がするわけですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 本市の公共施設マネジメント事業、平成26年度に公共施設全体として共有すべき今後のマネジメントの枠組み、そういうふうなものを検討して、基本的な方針を策定するという事は今まで申し上げたとおりでございます。

この基本方針につきましては、既存の政策方針と整合した方針とする必要があるというふうに考えておりますので、施設の規模、それから既存施設の建て替え、大規模改修、廃止に関する合意形成が図られている計画、そういうふうなものを把握して策定をしていきたいというふうに考えております。その後は、この基本計画に基づきまして最適化計画や保全計画を検討、協議していくということになります。

今現在、計画を進めているものにつきましては、計画は計画として進めていきたいというふうに考えておりますが、マネジメントの中で、今後の維持管理あるいはそういう経費、そういうふうなものを検討に挙げていきたいというふうに思っております。

それから、公民館と学校の一体化といいますか合築でございますが、これは最近の少子高齢化とか、今、議員の視点でおっしゃって、私どもの視点もそうですけれども、公共施設の再配置が何%できるかというところから考えますと、非常に魅力的なといいますか、検討すべき課題であるというふうには思っております。

ただ、公民館と学校に関してだけ言いますと、いろいろな問題も抱えております。そういうふうなものも含めて、今後の公共施設マネジメント事業での一つの重要な視点ということで検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） これまで市の中で合意されてるものは進めていくということであるわけですが、新たな箱物ということでいけば、昨年から議論になっております「山頭火ふるさと館」は新たな箱物になるわけでありまして、そういうことで、こういった視点でのまた検討というのも必要ではないかということだけ、今、提案をしておきたいと思っております。

それから、公民館については、向島公民館だけではなくて避難所として適切かどうかということで、現在地での建て替えというようなことが計画されているというふうにお聞きをしておりますけれども、そういった視点でいけば合築とはなりませんけれども、やはり小学校の施設に近いところに、あるいは小学校の今、運動場はかなりそれなりのスペースがあると思います。そういうところに集約をしていくというのも考え方の一つではないかと。これは民間でありますけど、すぐ隣には保育園もあるわけでありまして、そういった形のものが向島地域の核として残していくという意味合いでもあるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

それで、最後に要望といいますか、意見として申し上げますが、行政側が現在の財政力に合わせた施設の減らし方、そういうものを提案するというだけでは非常に展望がないというのか、そういうことになるのではないかと思います。やはりこれは各地域が、地域をどういうふうにつくっていくのか、守っていくのか、そのために地域の施設として何が必要なのか、そこを地域の中でやっぱりきちっと議論していただくと、それが本当に大事なことになるのではないかと思います。

そういう意味で、今後公表されるであろう白書だとか、そういうものは最大限簡易な印刷で、安上がりな印刷で、各地域には無料で配布する分があってもしかるべきでありますし、また興味がある市民の方は買っていただくと、そういうふうな形にさせていただくということを要望して、この1つ目の質問を終わりたいと思います。我々議員もこの問題については大きな関心を寄せていかなければならないと考えております。

続いて質問の2つ目に入りますが、質問の第2はフリーダイヤルの導入についてであります。この問題は、ある市民の方からフリーダイヤルについて提言を受けたことをヒントに、私なりに防府市の状況を調べて取り上げるものであります。

防府市が取り組む政策がどういう方向に向いているのか、一つには個別の政策の内容でわかるんであるかと思います。そうした政策とは別に、防府市の行政が市民とどういう形で接するのかということによっても、その市の政策がどういう方向で向いているのかがわかるのではないかと感じています。そうした視点で、このフリーダイヤルの導入についてお尋ねをしたいと思います。

最新の市民便利帳、この夏に配布をされましたが、その終わりのほうに各種相談窓口が記載をされております。これを見るとフリーダイヤルの電話番号が幾つか並んでおり、市民が相談しやすいような配慮、そういった環境づくりということが感じられて好感を持ちました。こういった行政の姿勢が大事であろうというふうに思います。

ところが、フリーダイヤルと並んで記載してある通常のとといいますか、その電話番号には083、つまり山口市の市外局番がついておって、これは防府市の相談窓口ではなく山口県の相談窓口であるということがわかってしまうわけであります。防府市の関係のフリーダイヤルは、ヤングテレホン防府、教育相談の2つだけというふうになります。そこで、このフリーダイヤルを市民目線でもう少し増やすことはできないのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

1番目に、市の各種相談窓口の電話をフリーダイヤル、つまり無料とし、市民が相談しやすいような環境づくりをすべきではないかと思いますが、この点について市執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

2番目に、防災行政無線、フリーダイヤルを導入すべきではないかということであり
ます。これについて市執行部の御見解をお伺いしたいわけであり、ここで防災行政無線
フリーダイヤルというのは、最初の1番目の相談窓口のフリーダイヤルとはやや異なっ
ておまして、防災行政無線の内容を再度聞くことができる、こういった内容のものであり
ます。

防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった、あるいは放送を聞き逃した、こういった
ことが市民の声として聞かれるわけですが、こういった場合に放送内容を電話で確認す
ることができて便利な、そういった仕組みになるわけです。県内ではまだ導入している自治
体はないようですが、全国的にはこれが少しずつ増えてきております。防府市でもこのよ
うな防災行政無線、フリーダイヤルを導入すべきではないかと思いますが、いかがお考え
でありましょうか。前向きな御答弁を期待しております。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） フリーダイヤルということで、電話ということで総務部の
ほうから総括してお答えをいたします。

御存じのとおり本市におきましては、市民の皆様安心して生活していただくため、各
部署にさまざまな相談窓口を設置しております。その窓口の内容につきましては、子ども
相談室、教育相談室、高齢者の介護相談をはじめ、市政なんでも相談課には防府市消費生
活センターを設置して、訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した、あるいはさせられた
際の契約トラブル、多重債務などの消費生活に関する相談も受け付けております。

フリーダイヤルを増やしてはどうかという御質問でございますが、御存じのように現在
のところ教育相談、ヤングテレホン以外につきましては一般の電話、相談者の御負担によ
って相談をいただいているということになっております。

しかしながら、市民からの相談の中には、DV、いわゆるドメスティックバイオレンス、
そういうものや、児童、高齢者、それから障害者への虐待に関する相談など、そういう緊
急を要する場合、それから命にかかわるような場合もございます。また、相談時間が長時
間にわたるといったものも多々ございます。

したがいまして、それぞれの窓口の相談内容などの実情を調査した上で、フリーダイヤ
ルの導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、防災行政無線フリーダイヤルでございますが、同報系防災行政無線は、平成
21年の4月に供用開始しており、現在、屋外拡声子局、これを市内に60カ所設置し、
また、戸別受信機を自治会長さん等に配布をしているところでございます。大雨が降った
り、台風が来たりというときに屋外拡声器からの放送が聞こえないという御意見はたびた

びいただくわけでございます。

いろいろと拡声器の増設とか、あるいは形式変更とかいう形で改善は図っておりますけれども、これだけでは十分ではないということで、防災に関しましては御存じのように、一つの伝達手段で全部がカバーできるものではないということで、できる限り多くの伝達手段で——全部がカバーできるものではないということで、できる限り多くの伝達手段で、できる限りカバーをしていくという考え方でやっております。したがって、こういう子局のほかにエリアメールであるとか、あるいは防災メールであるとか、それから防災ラジオであるとか、そういうふうなものが相互に補完して市民全員に情報が伝わるということを目指しております。

いずれもこれらは、行政から市民の方に、行政のほうから提供するという形、受けとったか受けとらないかわからないという状況でございます。そういう観点からいきますと、このフリーダイヤルにして、市民の方が欲しいときにその現在の情報、もちろん防災行政無線で流す内容ではございますけれども、そういう情報を得られるフリーダイヤルというのは、これは非常に有効であるというふうに思っておりますので、導入について早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 緊急のものについては、実情とか、そういうこともひっくり返して検討するという話と、それから防災行政無線についても前向きに検討するというような御答弁だろうと思っておりますけれども、それはそれでありがたい御答弁ですが、ちょっと確認のためにお聞きしますが、今、防府市の場合にはヤングテレホンだけというような言い方をされましたけれども、市民便利帳には教育相談という形でヤングテレホンとは別の電話番号がついておるんですが、これは防府市のものではないということですか。（「言いました」と呼ぶ者あり）それはすみません。ちょっと聞き逃したような形で失礼いたしました。

それでは、ちょっと再質問に入りたいと思いますが、一つは教育相談ですけれども、この教育相談は携帯電話では利用できないような形で書いてあります。最近の保護者の方、私も地域の中で子ども会の方と連絡を取り合うことがあります、いわゆる固定電話ではなくて携帯電話だけという御家庭もかなりあります。そういうことでいけば教育相談というのは携帯電話では利用できないと、フリーダイヤルがですね。ヤングテレホンのほうはそういうことはないようではございますけれども、これについては携帯でも利用できるようにすべきではないかと思っておりますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） ヤングテレホン防府も実を言いますと、実際に携帯電話からではフリーダイヤルのほうにつながりません。これにつきましては教育相談も一緒でございますけど、平成10年にフリーダイヤル化しております。それから、当然フリーダイヤルと一緒にございますけど、直通ダイヤルというのも同じ電話に入ってくるような形で、今、機械のほうを設定いたしております。

今、御紹介ありましたように、フリーダイヤルは市内の固定局からのみフリーダイヤルのほうにつながってまいります。携帯電話につきましては、直通電話のほうを御利用くださいというような御案内もしているところでございます。

確かに今議員が言われましたように、教育相談、それからヤングテレホン防府につきましては、いろいろな相談事がございます。フリーダイヤル化したということにつきましては、こういった利便性を考えた上でのフリーダイヤル化でございます。実際は今、携帯電話というものがそれぞれ普及してまいりましたので、その点の通話につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 現状が携帯電話だけで固定電話をお持ちでないという家庭が、これがいいのか悪いのかわかりませんが、一つの社会情勢としてあるわけでありますので、この辺についてぜひ御検討をお願いします。

それで、先ほど答弁の中でドメスティックバイオレンスとか児童虐待あるいは自殺防止相談、こういったものが私は緊急性が高いような窓口になるのではないかと思います。そこを所管しております健康福祉部長とすれば、こういうことについてどうお考えなのかちょっとお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 議員御指摘がございました、確かに御答弁の中で申し上げた部署を所管している担当部署としましては、相談内容や件数、時間など実績を十分考慮しまして、このフリーダイヤルへのアクセスができるように前向きに検討してまいりたいと考えております。

御指摘のように、今の若い世代の方々は携帯電話だけで固定電話をお持ちじゃないものですから、特に妊婦さんとか、子どもさんを抱えていらっしゃる、乳幼児の相談窓口として健康増進課がございますけれども、こういったところを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） はい、わかりました。時間の関係もありますので、あとは要望ということでお伝えしたいと思いますが。

来年4月からごみの分別が多岐にわたり、混乱も予想されます。市民のこうした相談に積極的に答えるため、クリーンセンターにごみ分別の110番的なフリーダイヤルを導入すべきではないかと、こういうことも考えておりますが、ぜひこの辺も検討いただければというふうに思っております。時間の関係もありますので、ちょっとこの点については御答弁を省略させていただきたいと思っております。

それで最後の質問に、残り時間わずかになってまいりましたので入りたいと思っております。質問の第3番目は、土砂災害防止についてであります。ここで取り上げさせていただく土砂災害ハザードマップ、レッドゾーンへの指定については、災害直後から私に取り上げてきた問題ですけれども、11月に開催した小野地域の議会報告会で、市民の方から問題提起されたことを受けて今回は質問するものであります。

土砂災害防止に関して土砂災害警戒区域、イエローゾーンと土砂災害特別警戒区域、特別という言葉が入りますが、レッドゾーンの問題は2009年、平成21年7月の豪雨災害直後、9月議会一般質問で取り上げ、その際、レッドゾーンへの指定見直しを今後県が実施する予定との答弁がありました。その後3年たっても指定の見直しがされないので、2012年、平成24年12月議会、ちょうど1年前の議会でお尋ねしたところ、平成24年度から市内全域の現地調査が実施され、平成25年度ことしの7月ごろには完了する予定で、その後、県と市で合同の地元説明会を開催し、県が土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定を行い、新しいハザードマップを今年度までに全戸配布する予定との答弁がありました。その方向で進んでおるんであるかと思います。

ところで、このレッドゾーンに指定されますと、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造の規制、建築物の移転等の勧告、こういったことが行われることとなります。そういった形で住民に不便が強いられるということにはなるわけであります。

そこで1番目に、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン指定区域への支援はどういうふうになるのか。この点について、市執行部のお考えをお伺いいたします。

2番目に、支援策についての広報、関係住民への周知はどのようにされる予定なのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、土砂災害特別警戒区域への支援についての御質問にお答えをいたします。

議員御質問の土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの指定につきましては、現在、県におきまして、指定のための基礎調査がほぼ完了したところであり、平成26年2月から3月にかけて地元説明会が行われた後、区域指定される予定と伺っております。

レッドゾーンの区域指定が行われますと、指定区域内につきましては宅地開発や建築物に関する規制、あるいは既存住宅の移転勧告などの措置も行われることとなります。これらの規制に対する支援策についてでございますが、住宅金融支援機構の融資や住宅・建築物安全ストック形成事業による補助などがございます。

防府市といたしましては住宅・建築物安全ストック形成事業といたしまして、既に「防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を制定いたしております、区域外へ移転される場合の建物撤去費の一部についての補助などとあわせて、新築費の借入金の利子補助などができるようにいたしております。

そうしたこともございまして、レッドゾーン指定後は市民の皆様方へ速やかに周知を行い、補助制度等について御相談や御要望がございました場合には、県と協議の上、予算措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、支援策の広報についてでございますが、市広報やホームページに掲載して広報するとともに、防災危機管理課、都市計画課開発指導室、建築課建築指導室、河川港湾課のほか、公民館などにも土砂災害防止法に関するパンフレットなどを常備いたしまして、啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、レッドゾーンの指定が告示されれば、その段階で、指定区域内に住まわれている方や関係者の方々には、また別途、最も適した形でお知らせをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 今ちょっと説明がありました、市のがけ地近接等危険住宅移転事業の補助という形で、市のがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱というものができておるということではありますが、これについては平成21年の5月に議会としても説明を受けておりますが、当時はこの土砂災害特別警戒区域の指定がされておらなかったもので、それについてはなかったけれども、今度指定がされると、以前からあるこれがそのまま適用されて、先ほどのような支援が得られるということになりました。

ただ、これも余り進んでいないわけですね、現状の補助要綱に基づくものが。それはやはり移転がしにくいというようなこと、補助的なものが少ないんじゃないかという気が私、

若干しております。そういう意味で市独自の補助というものが必要になっていくのではないかと。あるいは移転しやすいような政策的な配慮なんかも必要ではないかというような気がいたします。

そういうことで、2点ほどお尋ねしたいと思いますが、1つは都市計画上の特例として家が建てられないところ、農地振興地域だとかそういった形のものの中で、そういうものについて移転先の家というものが都市計画上のそういった制限というものを特例として認めるようなことが、これもめちゃくちゃな認め方はできないと思いますが、合理性のある認め方という形で認められないのか。

それから、もう1つは、移転したもとの土地は、いってみれば更地になるのかわかりませんが、そういう形になると利用が余りできない土地になろうと思いますが、そういうものについて固定資産税を免除するような、そういった措置が認められないのか、こんなことについてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、再度御質問ございましたので、まず1点目の質問のお答えになろうかと思いますが、都市計画法上の特例等が認められないかという御質問であったかと思えます。現在、土砂災害防止法に基づきまして、土砂災害特別警戒区域の指定は山口県知事が行うものとして作業が進められております。

防府市といたしましては、現時点ではまだレッドゾーンの指定告示がされておきませんので、どれだけの家屋数、建築物数があるレッドゾーンの中に入ってくるのか、まだ予想が困難な状況でございます。そうしたこともございまして、防府市といたしましては指定区域が決まり次第、また今御質問ございましたけども、防府市として例えば独自にどういった対応がとれるのかにつきましては検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） それでは、今のお尋ねの2点目の固定資産関係でございます。

今、防府市では、土地の評価をいたすのに当たりまして、市の詳細な事務取扱要綱というのを定めております。この中で3年に1度の評価替えの基準としまして、土砂災害警戒区域内、これについての補正率、それから今回、もしレッドゾーンが指定された場合に、土砂災害特別警戒区域内の土地に対する補正率、こういったものは今、準備はしております。

ただ、これが一応今、補正するのは宅地と一般雑種地、これについて補正をかけようと

しております。これは県内でそういう補正率を持っているところは、ほぼ横並びで数字が並んでおります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○23番（田中 健次君） 国交省のホームページ見ると、移転等の支援ということで、平成22年の3月31日に制度が終了した移転促進のための税制だとか、あるいは平成20年9月30日に制度が終了した日本政策投資銀行の融資というような制度があって、これまであった制度が国のほうで切られておるということがあります。この辺は問題があるろうということで私は感じておりますけれども、こういったものを復元するような努力も市長会を通じてやっていただきたいというようなことを申し上げ、またレッドゾーン指定後に具体的な指定の姿を見て、この問題については引き続いて取り上げてまいりたいということを述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 以上で23番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 引き続き、19番、三原議員。

〔19番 三原 昭治君 登壇〕

○19番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治でございます。通告に従いまして2点について質問いたします。

まず1点目は、法定外公共物の管理について質問いたします。

法定外公共物とは、御存じとは思いますが、道路、河川などの公共物のうち道路法、河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用または準用を受けないものとなっております。一般的には里道、赤線、水路、青線と呼ばれており、以前は国有地として所有権は国で、財産管理は都道府県でありましたが、平成12年施行の地方分権一括法の施行に伴い、国有財産特別措置法が改正され、現在、所有権が市町村に譲与されております。

今回は里道、いわゆる赤線と呼ばれ、日常農作業や通り道として利用されている農道について、その管理についてどのようにされているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは法定外道路、いわゆる赤線の維持管理についてお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり法定外公共物は、道路法や河川法などの法令が適用されない道路、河川、水路などのことで、いわゆる赤線、青線と称されるものなどございまして、従来、法定外公共物は、国の管理でございましたが、地方分権一括法によりまして市に譲与され

ましたことで防府市法定外公共物管理条例を制定いたしまして、道路につきましては延長約1,230キロメートル余り、これを平成17年4月より市の財産として管理しているところでございます。

御質問にございました法定外公共物である道路の草刈りなどの維持管理につきましては、市に譲与後も従来どおり、こうした道路を利用されます地域の皆様方をお願いをいたしておりまして、市といたしましては道路の補修の際など、生活道路であれば道路課が、農道であれば農業農村課が、真砂や碎石等の材料支給を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 法定外公共物の一般的に農道というと大変広くあると思います。今1,230キロメートルということを申し上げましたが、私が今回お尋ねをしております、一般的に3尺道と昔は言っていたんですが、里道等として農作業は先ほど申しましたが通行等に利用されている部分についてはどのぐらいの距離がまだあるのか、わかればお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 里道という表現で、通常市民の皆様方には里道あるいは3尺道というふうに呼ばれておるものが法定外公共物と言われるものであろうかと思っております。

ただ、今、最初の答弁で申し上げましたが、こうした道路、通常農業用の耕作者の方々が農道的に利用されておったり、近くにお住まいの方が普段の生活の中で利用されております中で、種別ごと、例えば農道、例えば生活道というふうな分類で延長の区分けは実はされておりません。

以上、そういった現状にございますので、合わせて1,230キロメートルというふうにお答えをさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 先ほど御答弁をいただきましたが、防府市法定外公共物管理条例と先ほど申されました。この第3条の2項で、「法定外公共物の利用者は、当該法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならない」ということが記してありますが、主たる利用者はどのような方か。先ほど一般の方の通行とか耕作、農作業と言われましたが、特にどちらの方が多いかという点についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 法定外公共物につきましては御相談を承る窓口は

法定外公共物管理室、もちろんございますし、また道路課、他部署になりますますが農業農村課とございます。そういったところに御相談をされる方々は、やはりなじみの部署と申しますか普段の生活道として使われておれば、よく道路課のほうに御相談もありますし、農業的な生活をされておられる方は農業農村課にも御相談があるところでございます。

ただ、最近私を感じますところは、個人の方の御相談ももちろんでございますが、自治会単位で維持管理ができない、草刈りに困っているというような相談が多く寄せられる状況でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 自治会単位での草刈りができない等々の相談が増えているということは、要するに私も周辺部のほうへ住んでおります。また、他の周辺部の方にもいろいろお話を聞いてまいりました。特に利用が多かったのが農家の方々と、この作業で利用されるという農家の方が大変多うございました。

しかし、御承知のように近年、高齢化や後継者不足などで就農者、また農家の件数も減少しており、これに伴い耕作放棄地も増加しているというような今現状にあると思っておりますが、近年の農家、耕作放棄地についての現状についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、私のほうからお答えします。耕作放棄地の現状と農家数についてお答えします。

まず、耕作放棄地のほうですけど、これにつきましては平成20年から市と農業委員会で毎年調査を行っております。その数字ですけど、平成20年が207ヘクタールです。そして昨年、平成24年度に行われましたときが243ヘクタールで、この4年間で36ヘクタールの耕作放棄地の増加となっております。

もう一つ、農家数ですけど、これにつきましては農業センサスという調査がありまして、これは5年に1度やりますが、これによりますと平成17年、2005年ですが、このときが2,888戸、それから平成22年、2010年ですが、このときが2,450戸で、この間438戸の減少となっております。

以上が状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで今おっしゃったように、農家では平成17年に2,888戸が22年には2,450戸と、438戸の減と、放棄地も同様に増加をたどっているわけでございますが、この状況というのはいろいろ尽くされていると思っておりますが、ど

のように推移していくと考えられておりますか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 41 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 耕作放棄地の状況と農家数の減少ですが、原因といたしますのは、先ほど議員もおっしゃいました高齢化ということが一番大きいかなと思っております。当然、農家を耕作される方がやろうにも、どうしてもできないという状況で、耕作放棄地は増えていったと思います。農家数もやはり同じような状況で減少しているのかなと思います。この推移につきましては、将来的にはこの傾向が続いていくものとは予想しますが、そういったことにならないように、現在も農業委員会のほうでも耕作放棄地の所有者に対しては指導を行っております、耕作放棄地になりそうなところにつきましては、耕作しなくても草刈り等の保全はしてくださいよ、こういった指導をしておられますので、そのあたりで対応していくのが現在の対策かなと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今の現状からすれば確実にこれは、こういう現象はどんどん進んでいくということが当然予測されると思いますが。

さて、先ほどから申しております里道、赤線ですが、このような状況がどんどん進んでいけば、先ほどの管理条例の中で利用者が良好な状態に管理しなければいけないと、努めなければならないとありますが、この管理が大変難しくなってくるのではないかと思います、どうお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問にございました防府市法定外公共物管理条例、これは平成17年3月に地域分権一括法案の中で、それまで国のほうで管理されておりました法定外公共物といたしますか、国有財産が地方自治体に委ねられたものでございまして、16年10月1日に制定をいたしました管理条例の3条におきましては、その当時の実情に即した形で法定外公共物の利用者は、法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならないというふうに取り決めを行っております。

しかしながら、法定外公共物につきましては、これまで地域の皆様に維持管理をお願いしたところではございますが、議員御指摘にもございましたように、高齢化が進んでいる、

あるいは利用者が不在だといった声も多く聞かれる状況でございますので、これまでのように地域の皆様には除草作業など全てをお願いできるのか、改めて対策を検討することも必要な時期に来ているのかなというふうに思っております。

ただ、こうした状況は本市のみならず、例えば本年11月に開催されました山口県市町行政懇談会におきましても、幾つかの市町から法定外公共物の保全対策について意見も出されておりますので、県内市町、恐らくは全国共通の課題であろうと考えられますので、私どもといたしましては、今後、各市町とも連携して、まずは県を通じて国へ支援策を講じていただけないか、そういった要望も行ってまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） また、今現状のような状態の中で、地域周辺、調整区域の規制緩和によって住宅化がどんどん進んでおります。これに伴い必然的に農地は減少しております。しかし、農地は売却されて減少はしておりますけど、先ほどから申しております河川、里道、農道は残っております。

ここでこのようなお話を聞きました。新築してきたある若い世帯主が、自分の家の周りに里道、農道があると。そこは草が大変覆い茂りはじめ、どうしたらいいものかと苦慮しているところ、地元の方が来られて、自分の家に隣接する里道は、その家主が刈ることになっていると告げられたそうですが、多分このようなことはないと思うんですけど、このようなルールや決まりというものは存在するわけですか。いかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 地域の皆様方からの困りごと相談という中で、例えば、今、御指摘ございましたけど、新しく開発が行われたと、そうした中で使われなくなったとか、管理が行き届かなくなったというようなことは先ほど申しましたように、いろいろ声も承っておりますので、そうした状況下にあるとは思っております。

ただ、現時点で申し上げますと、これまでどおりという形では大変申しわけないんですが、今後そういった課題を解決するために、さまざまな検討とか措置は講じていく必要はあるかと思いますが、現状では、同じ地区にお住まいの皆様方ということで、これまでどおり地域のコミュニティの中で対応していただきたいというような形でしか、ちょっとお答えはできかねるかと思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 地域のコミュニティの中で解決していただきたいと、当然、私もそのとおりだと思いますが、なかなか今の地域のコミュニティというのが希薄化してきている現状でございます。

その若い世帯主のその後の対応ですが、郷に入れば郷に従えではありませんが、当然若い人ですし、まちの中、アパートから転居してきたということで、草刈りの用具なども持ち合わせていらっしゃると思います。仕方なく専門の方に頼み、みずからお金を出して草を刈ってもらったということを書いていらっしゃると思います。

しかし、その後、どう考えても全く自分は、その農道を利用してないと、使うこともないと。なのになぜ自分がお金を出して草を刈らなければいけないのかと、大変疑問が大きく湧いてきまして、地元の方にその疑問を話したところ口論になったということで、物別れに終わってしまったということでありました。

そこでお尋ねしますが、このような場合、先ほど地元の方にお願いすると言われてましたが、このようなケースの場合、誰が、じゃあ、ここを管理するのかということになるんですか、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 誰が法定外公共物を管理するのかというお話になれば、再度、再々度同じことを申し上げては大変失礼になろうかと思えます。ただ、私も先ほど申し上げましたように、例えば国のほうにそういった対策の求めを行っていきたくたいと。それと合わせまして、現在、例えば碎石とか真砂とか原材料を支給する制度は設けておりますが、例えばそういった原材料支給制度を拡大して、今、議員おっしゃいましたように、例えばその他の資材支給制度、もしくはその他の支援制度、どこまで考えられるのかにつきましては、ちょっと他市も含めまして、調査・研究をしたいというふうには考えます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ちょっと質問の答えが少しずれているような気もいたしますが、私が今、言っているのは、現状で今申し述べたような事実が、現状が起きていると。そこで、その現状に対して国に対策を求めたり等々言われましたけど、それは解決、すぐできないわけですね。

だから、そういう点であれば、先ほど管理条例というのがありましたが、これは「利用者が常に良好な状態に努めなければならない」というのは、これは2項に書いてあるわけで、第3条には「市は、法定外公共物の適正な利用が確保されるように管理しなければならない」、それは今のようなケースが起きた場合、早急にやっぱり解消しないと、これはいろんなトラブルに、大きなトラブルに発展していくわけですね。そういう場合は、国に対策を求めると言われるのか、それとも市がそういう場合どのような、直接的に、早急に解決方法として、どのような方法があるのかお尋ねしているわけでございます。よろし

くお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 早急な解決方法についてということであれば、ちょっと私のほうも答えに窮するわけですが、3条に定めております法定外公共物の管理に関しての市及び利用者の責務、これはもちろん財産としての管理、防府市が行います。

また、農道であろうと里道であろうと、そこが被災すれば、例えば傷めば、そういった相談を承って、その都度防府市としても復旧については御相談を承る中で対策を講じております。

3条の2に決めております良好な状態にという部分が、今、私のほうもお答えをさせていただいておりますが、例えば草刈り等も含めた通常の維持管理になろうかなというふうな意識でお答えをさせていただいております。このことにつきましても、先ほど来申し上げますように、今、行っております原材料支給以上のものを私どもとしても考えていく時期に来ているんだろうなというふうには思っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 先ほど自治会等も管理できないという、そういう声もあるということを言われました。そして今後そのような、いろいろそれに対する対策も考えていかなければならないということも言われました。

これもまた、ある自治会の話なんです、その地元のある方が、自分たちが刈ってもいいんだけど、草刈り機の歯が大変傷んで高いんだと、今後経費もかかるんだと、等々いろいろ経費的な部分で、人的な部分は協力できる部分あると言っていたらっしゃいました。ぜひこういう部分で、地元にはお願いだけじゃなくて委託という考え方も一つの対策として考え、このような必要的な経費を市のほうが補助すると。補助と申しますか、委託費でもよろしいんですが、そういうふうな形で早急にこの対策をとらなければ、国に支援を求めるとか云々というのは大変時間がかかる話であります。

先ほどから申しておりますように、もう現実にそういうトラブルが、地元の方と新しく来た方が、発生しとるわけです。これが大きくならないためにも、今、私が申しましたような点について早急に御検討いただいて、地元自治会等にそういう点でお願いなり、委託なりされるという形がとられたら、地元の方も受けていただけるのではないかなと、いろんな声を聞く中でそう思っておりますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまありました今後早急にということ、地

元へ作業を委託したり、そういった場合でなくても経費の支出をしたりということで、2点御指摘あったかと思えます。

私、実は地域の方の御要望とかを広く承る立場にございまして、地域に出向くことも何回かございまして、地域の方々からそういった御要望を承る中で、あくまでも現状の体制の中でお願いしてきたことも実はございます。

今改めまして一般質問の中で御質問受けましたので、先ほど来より申し上げますように、そういったところどこまで防府市としてできるか、これにつきましては今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今後検討されるということで、できるだけ早く早急に検討していただきたいと思えます。

そして、もう1点ですが、今、自治会等への委託等の案も出しましたが、自分で刈ってもいいという若い人もいらっしゃるわけです。しかし、当然、先ほど申しましたように草刈り機は所有していない。ましてや、たしか佐賀県の武雄市だったですか、お父さんが草刈り機で草を刈る、3歳の子どもが玄関口にいて、安心して裏へ行って草を刈っていたら、子どもがひゅっとあらわれて、草刈り機を首に当ててしまっって子どもさんが亡くなられたという痛ましい、たしか、事故がことしの何月だったかありました。

そして、いろいろな専門業者の方にもお尋ねしたり、シルバー人材センターの方もこういう作業はされます。聞くところによりますと、大変草刈り機というのは危険だと、よっぽどなれた人とか注意を払わなければなかなかできないと。特に最近では町並みに犬のふん等がかたくなって、あれが飛ぶらしいです、大変それが当たったりして危ないとか。中には草刈り機で足を切ったとかいう方もいらっしゃいます。

そこで一つ提案でございしますが、自走式の草刈り機というのがございます。御存じでしょうか。これは大変安全でございます。刃に直接触れることもない、手押し的なものでございますが、手押しで草刈りが安易にでき、女性の方でもできるというもので、そんなに高額なものではございません。中には自走式でも、乗って草を刈るという部分で、大変高額な部分がございますが、手押しの部分は安価で購入ができます。

ぜひそれを市が購入して、貸し出しを行うという一つの形も考えられるのではないかと思います。そうすれば、安心して誰もが草を刈れるということになると思えますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 私どもといたしましても、地域の方々がみずから

作業をなされる中で、どこまで支援できるのかということは、検討は十分させていただきたいと思っております。

例えば道路側溝の清掃等を行われる際に、蓋上げ機の貸し出し等も行ってはきておるんですが、いつぞやの議会の中で、貸し出し機の数が増えるときもあるというようなことで、そういった対策につきましても、鋭意今後どうしていくかというのは宿題としていただいとるわけですが、自走式の草刈り機の購入、もちろんそれも一つの考え方として受けとめさせていただきますが、自走草刈り機を購入する、しないにつきましては、改めまして私どもに検討の時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） きょうは検討という言葉が大変多うございました。検討されるということで、ぜひ、こういうトラブルは、これからはどんどん発生していきます。前向きに検討され、検討が長引くのではなく、早急に検討していただきたいということを強く要望しまして、この項の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 三原議員の質問の途中ではありますが、ちょうど正午になりましたので、2番目の項からは13時から再開をしたいというふうに思います。

暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き三原議員の一般質問であります。

三原議員、どうぞ。

○19番（三原 昭治君） それでは、午前中に引き続きまして質問させていただきます。

次は、自治会館等の新設・改造に対する補助について質問いたします。

市では、「防府市地区公共用施設補助金交付規則」を定め、自治会館等の新設・改造に対する補助を行っていますが、その内容と運用はどのように行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 三原議員の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問が漠としておりますので十分聞き取っているかどうか、答弁は以下申し上げたいと思います。

昭和35年4月に「防府市地区公共用施設補助金交付規則」なるものを制定し、これま

で補助額や補助率の改定を都度行い、現在、自治会館などの地区集会施設の新設の場合には、補助額の上限を350万円、補助率を40%として助成を行っております。

また、改造または修繕の場合は、補助額の上限を100万円、補助率は新設と同様に40%として助成を行っております。

新設の場合の対象は、新規の建築、既存の建物全部の建て替え、既存建物の取得及び当該取得に伴う自治会館等としての用に供するための改造または修繕を行う場合の事業費を含むものとしております。

また、改造または修繕の場合は、事業費が30万円以上のものとしております。

この補助金の交付申請から補助金交付までの流れにつきましては、次年度の新設または改造などを予定される自治会から、施行年度の前年9月末までに、当該事業に係る要望書に見積書を添えて御提出していただいております。

市では、この要望書をもとに予算措置を行い、施工年度に自治会から補助金交付申請書を御提出していただき、補助金交付予定額通知書を通知しております。自治会におかれましては、その通知書受理後、事業を着工いただくこととなっております。事業完了後、事業完了報告書を御提出いただき、審査の後、補助金交付決定通知書を自治会に通知し、交付金を交付いたしております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 今、私の質問が余りにも簡素でということでしたが、もう一度市長にお尋ねいたします。自治会という組織について、市長はどのように考えられ、そしてどのように捉えられているのか。

また、今質問いたしました集会施設、いわゆる自治会館の位置づけについて、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 自治会は住みよい地域にしていくための活動を行っていただく、そういう組織であろうと、このように思っておりますし、自治会館につきましては、その活動を行っていただく上での施設であると、このように思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） それで先ほど冒頭の補助金の内容について御説明をいただきましたが、この補助金の中で補助対象であります改造費について、事業費が30万円以上となっておりますが、この基準の理由を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自治会館等の建設あるいは改造・修繕の助成につきましては、これは多分、基本的に昔の規則でございますので、なかなかあれなんです、基本的には自治会が多額の費用を要するものをやるときに、市のほうで助成をする制度ということで始まっておると思います。

新築はもちろん相当なお金がかかりますし、修繕につきましては、やはり小さい修繕は地元で御負担いただくと、額の大きくなるものについて市のほうが助成するという考え方でおるところでございます。

30万円につきましては、過去のいろいろな経緯から、現在は30万円を最低条件とするということにしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 30万円を下限としているというのは、過去のいろいろな経緯と言われましたが、これは35年度につくられたもので、35年度は30万円ではなかったということですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） すみません、当初幾らだったかというのは、ちょっと私、今資料を持っておりません。申しわけございません。30万円ではなかったと思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 以前この補助金のことにつきましては、既設の施設も認めてほしいという質問をいたしまして、それは認めてもらったわけですが、当時そのことについてもいろいろ調べましたが、ずっと同じ金額であると。変わっていないということでありました。

それで、30万円という下限、縛りの中でございますが、ちなみに以前合併協議を積極的に進めてまいりましたお隣の山口市では、下限が10万円以上となっております。市の担当者の方に10万円以上の根拠についてお尋ねしたところ、軽微なものでも必要なたびにそういう補助申請等出されるわけですが、軽微でも必要に応じるためという説明がありました。また、周南市では制限はありません。

高齢社会の中で身障者の方も含め、スロープや手すりなど、バリアフリー化に応じた施設整備は当然のことだと思います。例えば、会館玄関口にお年寄りの方が利用しやすいように手すりをつけたいと、しかしこれはどう見ても30万円以上の工事にはなりません。いろいろ業者の方にも尋ねてみましたが、手すり程度だったら30万円はいかないよということでありました。いろいろな経費があるとは思いますが、いろいろな経費の中で、今、

現状は高齢化社会とかいろいろ変わっております。この下限をのけて、もっと使いやすい補助制度に変えてみてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） お気持ちは十分わかります。自治会のほうからも、そういう御意見、ちらちら聞こえてはまいります。この補助するということの制度のスタートといえますか、やはり高額なものに対する補助をするということで考えておりますので、現時点ではやはり金額の小さいものについては地元で御負担をいただきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 高額なものについての補助制度ということで考えておりということでした。昭和35年に施行された制度でございます。私はまだ小学校2年生ぐらいでありました。ずっと同じ考え方ということになると思います。そこで全部、それ全てをと、一度にと、私は、思いではございません。

例えば先ほど申しました高齢化社会、また障害者の方に対して優しい補助制度ということを考え、バリアフリー化について特化して、その制度の中でバリアフリー化については配慮するような制度改正、補助の下限をのける、または補助利用年数ですか、今、一度補助を利用すると5年間と、次の申請ができないということになっておりますが。

防府市は福祉都市宣言をしております。また、先ほど申しました山口市は10万円、周南市は制限なしということでやっております。市長もよく言われます「合併市に勝るとも劣らない誇り高き防府市」という言葉もよく言われておりますが、特にバリアフリーに特化して、こういう制度の見直し、使いやすい制度、喜んでもらえるような制度に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘ごもっともな点が多々ございますので、内部で早急に検討をいたして対処したいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） どうもありがとうございました。

次に、補助金の申請から交付までの流れということで、先ほど部長のほうから説明をいただきました。施工の、着工の前年の9月末までに申請をし、その後、新年度当初予算で予算化され、その後、補助金交付通知という流れになるということでしたが、これは最短で計算しても7カ月の時間を要します。

そこでちょっとお尋ねします。過去5年間の補助金交付実績を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 過去5年間、今、金額ちょっと資料、見当たらないんですが、件数は新設が2件。それから改造または修繕が14件ございます。

改造の内訳は、トイレの改造に係るものが4件、それから内壁、外壁等の修繕に係るものが7件、天井の修繕に係るものが3件、床が1件と、あとの、その他が1件という状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 一応これはすり合わせのときに私も資料、いただいておりますので、もっと具体的に数字を示していただきたかったんですが、私のほうからちょっとお話ししましょう。

新設件数となると、20年度と昨年の24年度にそれぞれ1件、1件です。特に私は今回、改造・修繕についてお尋ねをしているわけですが、20年度が1件、20万7,000円、21年度が3件、50万9,000円、22年度が2件、85万4,000円、23年度が4件、146万6,000円、24年度が4件で286万7,000円でございます。そこでちょっと先ほどの流れから申しますと、この金額は前年度の9月に見積書をつけて申請をして、最短でも7カ月はかかるという流れの中で事業が行われております。

ちょっと生活環境部長にお尋ねします。現在、防府市では、住宅用太陽光発電システム設置補助金事業を行っておりますが、この予算化に向けてどのような方法で予算の積算をされていらっしゃるか教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 住宅用の太陽光発電の補助制度でございますが、積算の根拠といたしましては1キロワット当たりの単価、1万500円でございますが、それ掛けるキロワット数、それと件数でございますが、件数につきましては直近の前年度及び前々年度の実績件数をもとに予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） 簡単なことで私はあると思います。結構、太陽光の予算措置は高額になっておりますが、その積算については前年度、前々年度を参考に予算化されているということでございます。先ほど私が示しましたが、過去5年間の実績から見ても、最高で昨年度の4件、286万円でございます。20年度、21年度、22年度を見ても、100万円には足りません。この改造・改善費というのは何か支障があるから求めるもの

であって、そして、今必要だからこれは要求するのだと私は思っております。

工事着工まで最短で7カ月を要するというのは、同じ補助金を出される、同じ税金を使われるにもかかわらず大変非効率的で非有効的だと私は思っております。過去5年見ても、そんなに多額ではございません。ぜひこの点につきましても、たくさんの自治会長さん等が、7カ月以上待たなければ工事に入れないといった声も聞きます。

先ほどバリアフリー化のことも、市長さんは前向きに検討したいということでございました。これも含めて、やはりお年寄りの方も、地域の拠点である施設を使いたいけど、やはり改修・改善が7カ月後ということは、7カ月後でないと使えないと。年齢から考えて、間に合えばいいかなと思ったりするようなこともございます。この補助金が有効に活用されるよう、やはり事前に、当初予算で、予算化で、予算に組むという方法で対応してはいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 事前に予算を組むという形も一つの考え方かとは思いますが、件数の、そしてまた、それぞれの抱えておられる問題点等々、私どもよく把握できていない部分もあろうかと思えます。

とは言いながら、緊急性、重要性というものは時間をかけてしまうと、もっと大ごとになりかねないわけでありますので、修繕等を中心に、早めに対応していくことがより肝要であろうと思っておりますので、必要に応じて補正を組むなり何なりして対応していきたいと、このように考えております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○19番（三原 昭治君） ありがとうございます。やはり先ほどから申しましたように、これから自治会組織といいますか、このような地域というか人と人のコミュニティ、人と人のつながりが希薄になってきている世の中だからこそ、自治会組織は大変重要だと思います。

一方で、質問にもたくさん出ましたが、防災・災害面においても、つながりというものは大切であり、施設は拠点であります。ぜひ市長が言われたように、補正等組まれるのも結構でございますが、先ほども私が示しました過去5年間の実績を見ても、そう件数も多くなく、多額でもございません。今、市が行っている補助制度は、ほとんどがもう予算化の中で対応する制度となっております。

地域の皆様方が求めている修繕、また新しい設備の設置など、一日も早くでき、自治会の拠点としてフルに活用できますように、さらなる御協議、御検討を強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で19番、三原議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、18番、河杉議員。

〔18番 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） 会派「絆」の河杉でございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。本日一般質問の大トリを務めることになりました。大トリは初めてでございますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと、このように思います。

今回は住民自治ということで、自治会とそれからコミュニティについてお伺ひしたいと、このように思います。

自治会とは、一定の地域に住む人たちが明るく住みよい豊かなまちづくりを目指し、地域における生活上の問題、また地域の防犯や身近な環境整備、福祉など、さまざまな問題の解決に取り組むとともに、お祭りやレクリエーションなど、いろいろな行事を通じて住民の連帯意識の向上に努めている、自主的な任意の団体であります。

主な活動を申し上げますと、見回り隊や防犯パトロール、防犯灯の設置管理などの防犯活動、自主防災活動、学校行事への参加、道路や公園などの清掃、ごみの排出場所の指定や維持管理の協力、資源回収などの環境美化活動、市広報や自治会だよりなどの配布や回覧、募金活動の協力、そして福祉活動などがございます。また、そのほかにも各自治会の独自の行事など、活動の幅や量も多岐にわたっております。

現在、防府市には15地域、256もの自治会があり、住みよい地域を目指し、鋭意取り組んでおられることは御存じのとおりでございます。

自治会は、以前は法律上権利能力なき社団に位置づけられておりましたが、平成3年に地方自治法の一部改正があり、一定の要件のもと認可地縁団体として法人格を取得できるようになりました。これにより自治会で銀行からの借り入れも可能となり、自治会の活動範囲もより広がったと言えます。

市内においても、既に法人格を取得し、活動している自治会も幾つかあるようでございます。そして近年、少子高齢化など時代の変化や、そこに住む人々の生活形態の変化によって、自治会の活動内容や組織も徐々に変化してきております。

このように市民生活において、自治会の果たす役割は非常に重要であり、その必要性は極めて高いと言えます。市といたしましても、さまざまな分野で自治会と連携、協力を図りながら行政を行っているところでございます。

そこで質問ですが、市といたしまして自治会が行政運営に果たす役割はどのように考えておられるのかお伺ひいたします。

また、自治会の抱える課題の一つに、自治会に加入されない住民が結構おられるということです。自治会の加入率が減少すると、自治会活動はもとより行政情報の周知にも支障を来し、地域の課題をみずから解決するという地域主体のまちづくり活動への影響も懸念されてきます。

そこで、現在、自治会の加入率はどのぐらいなのか。また、加入促進のためにどのように取り組んでおられるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、自治会は先ほど述べましたように自主的に組織された任意の団体で、地縁で結ばれた住民の地域づくりを進めるためには欠かせない組織であります。防府市自治基本条例において、第7条、市民の責務の中で「市民は、みずからが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします」とうたわれています。そこで自治会への加入促進や地域活動への積極的な参加を努力義務とするような条例を作成してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

続きまして、現在、市は、地域を包括したコミュニティ活動が行われるよう、新たな地域コミュニティ組織の構築に取り組んでおります。平成32年度を目標年次としております。平成21年7月に地域コミュニティ検討協議会を立ち上げ、これまで11回もの協議会を開催しておりますが、現在の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

続きまして、セーフコミュニティ活動についてお伺いいたします。セーフコミュニティとは、1989年9月にスウェーデンのストックホルムで開催されました第1回事故・傷害予防に関する世界会議においてセーフコミュニティの概念が宣言されました。

その内容は、全ての人間は平等に健康と安全の権利を有するというものでございます。事故や自殺、犯罪による死亡やけがは偶然の結果ではなく予防できるという理念のもと、行政と地域住民が協働することにより、健やかで元気に暮らすことのできるまちづくりを進めていこうとするものでございます。

これはスウェーデンの地方都市に始まり、住民の手で安全・安心な社会をつくろうという運動が体系化されたものでございます。これは住民と一緒にみんなで事故、自殺、犯罪がなく安心して暮らしていくにはどのようにすべきかを考えます。そして一人ひとりが気づきを持って自主的な活動へとつなげていきます。

また、データや記録から事故などがいつ、どこでどのように発生したかを調べ、対策に反映させた上で効果を検証し、評価していくというものを大きな特徴としております。

そして、コミュニティ活動を推進することの効果ですが、まず事故やそれに伴う外傷、けがですが、これが減ってまいります。また、安全で安心なまちづくりが進展することに

より、人と人とお互いに信頼し合える地域が再生されます。こうしたことから地域のイメージアップとなり、ひいては医療費や介護費用の削減につながっていくとされています。

このセーフコミュニティは、WHOセーフコミュニティ協働センターによって推進されています。ある一定の基準、ここでは6つの指標がありますが、この基準を満たせば協働センターの認証を受けることができます。現在では欧米だけでなく、アジア・アフリカ諸国など世界的な広がりを見せているそうです。

平成25年1月現在ですけれども、世界で299の地域がこの認証を受けておりまして、日本では平成20年京都府の亀岡市が初めて認証を受けました。少しずつではありますが、認証をとる自治体や取り組みを開始する自治体も増えてきております。防府市もセーフコミュニティ都市を目指して取り組んでみてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり住民自治、団体自治は、地方自治の本旨でありまして、今後の人口減少、少子高齢化社会における地方自治体にとって、この住民自治、団体自治の充実が、住民福祉の向上につながるものでございますので、さらに重要になってくることは申し上げるまでもないと思っております。

さて、自治会が行政運営に果たす役割についての御質問でございますが、自治会は地域住民の方が地域運営を図るために集まれた組織でございます。行政との関係につきましては、地域住民からの要望を行政に届けていただく、あるいは行政情報を地域住民の皆様にも周知いただくなど地域の主軸となって活躍され、これまで地域のために活動してこられた長い歴史を持つ、地縁による活動団体であると認識いたしております。

また、自治会はこれまでも安全・安心な地域づくりのため、防災、福祉、青少年の健全育成、環境美化、交通安全、防犯など地域の諸問題解決のため、さまざまな取り組みを行ってきておられますことから、自治会には、ともに地域を支えていただける協働のパートナーとして大いに期待しているところでもございます。

今後も自治会の皆様の御協力をいただき、ともに歩んでまいりたいと考えておりますので、さらなる御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、自治会加入促進のための取り組みでございますが、市といたしましては自治会組織の果たす役割が大きいと認識しておりますので、現在、市民課の窓口におきまして、防府市自治会連合会からの御要請に基づきまして、市外からの転入、市内における転居などの住所異動の届け出をされる皆様に、10年以上前から「自治会加入のお願い」のチラシ

を配布させていただいてもおります。このチラシには自治会加入の申込書がついておりまして、自治会活動の紹介を含め、市民の皆様の自治会への自主的な加入と自治会活動への積極的な参加をお願いする内容を掲載しております。

なお、平成25年1月現在の自治会加入率は80%でございます。

次に、条例の検討についてでございますが、個別にこのような条例の制定に向け取り組んでいる自治体もでございますが、その条例には住民の役割、自治会の役割、地域活動団体の役割、事業者の役割、市の役割などを盛り込むこととし、取り組んでおられます。

本市では現在、自治会など地域活動への参加を促す条例は個別に制定しておりませんが、平成21年10月に「防府市自治基本条例」を制定し、その第7条には「市民の責務及び市民等の責務」を規定しておりまして、平成24年9月に制定した「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の第4条には「市民等の役割」、第5条には「地域コミュニティの役割」を規定しているところでございます。

議員御提案の自治会など地域活動への参加を促す条例の制定の趣旨と同様、「防府市自治基本条例」及び「防府市参画及び協働の推進に関する条例」におきまして、市民等の自主性・自立性を尊重し、住民自治のさらなる充実を目指しているものでございます。

次に、新たな地域コミュニティへの取り組み、進捗状況でございますが、議員御承知のとおり地域コミュニティ検討協議会を設置し、平成21年7月から25年3月までの間、11回にわたる協議を行ってまいりました。

その中で人口減少、少子高齢化がさらに進む今後の地域社会においては、小学校区を単位とする地域コミュニティ組織において、地域の各種団体が住民の福祉と公益増進のため、相互に協力し合いながら、責任を持って、暮らしやすい地域づくりを行うことができるよう、その基本方針を取りまとめられました。

それに伴い、市といたしましては地域に御説明し、御意見をいただいたところでございます。多くの御意見をいただき、さまざまな課題がございますので、現在、整理をしている段階でございます。

最後に、セーフコミュニティ活動についてのお尋ねでございましたが、このセーフコミュニティにつきましては、けがや事故は偶然の結果ではなく、原因を究明することで必ず予防できるという考え方で、これまでの地域活動や事業を大切に生かしながら、予防という考え方に重点を置き、けがや事故の原因を分析し、効果的な工夫を凝らし、横の連携を取りながら取り組んでいく活動でありまして、安全を起点として、地域のさまざまな活動や団体の新たな結びつきを広げるものとして位置づけられるものではないかと理解しております。

この活動は先に申し上げました新たな地域コミュニティを構築し、地域づくりを行う上で大変大切な視点であると考えております。今後、新たな地域コミュニティが構築され、実際に地域で活動される際には、そうした考え方、視点を地域で取り入れていただくことが重要になってくるものと考えております。

例えば、現在、地域で行われております登下校時の「見守り隊」や自主防災組織などのようなものもセーフコミュニティを具現化したものと思われませんが、このような考え方は極めて重要だと思いますので、今後の研究課題にしていきたいと思います。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございます。自治会組織というのは、答弁ございましたけれども、市といたしましては協働のパートナーと、私も行政運営については、なくてはならない存在であると思っております。

そこで加入率の件なんですけれども、現在、加入率80%ということで私自身は意外に低いなど、ちょっとは思ったんですけれども、全国的に見れば少し高いのかなと。近隣市を見ますと、例えば山口市は81.91%、それから周南市は78.7%、宇部市が約90%と、こういうことございまして、宇部市が90%というのは意外に高いなという気はちょっとしておったんですけれども。全国に少し目を向けますと、例えば首都圏の近隣であります千葉県の市川市は63%、松戸市は73.5%で、ディズニーランドがある浦安市では55.6%と、こういった、自治会への加入率が下がってきておるということでございます。

防府市の状況の中で人口統計を見ると、平成14年に防府市は4万7,892世帯ありまして、人口が11万9,133人。それから10年後の平成24年が5万3,000世帯、人口は11万7,287人ということで、人口はこの10年で2,000人近く減ってきておりますけれども、世帯数が5,100世帯増えてきております。まさに核家族化が進んできておりますということと同時に、単独世帯が増えてきた。これが防府市の実態であろうと、このように思っております。

これを5万3,000世帯を未加入率、約2割ですけれども、これを当てはめると1万600世帯、それから人口でいきますと2万3,000人ということになります。つまり、この1万600世帯と2万3,000人の方々に対して、やっぱり自治会のほうから、物は届かないと同時に、自治会の活動とか行政情報等々もなかなか徹底しにくい状況にあるのかなと。そのためにも、いわゆる自治会への加入というのはやっぱり増やしていく必要があると、このように思っております。

特にいろいろ調べてみますと、未加入者の多くというのはやっぱりアパート、それから借家、それから賃貸マンション等々で、あるマンション1戸分全く自治会に入っていないと、町内会に入っていないというところもあるようでございまして、その中で特に若い方々が自治会に入っていない、ただし子ども会には入っているという方も結構、実はいらっしやいまして、先般、ある地区であったんですけれども、その方にはもう自治会の加入をお願いして入っていただきましたけれども、やはりそういった子ども会の活動も町内会費、自治会費からそういったものが抽出されるわけでございますので、その辺の整合性もやっぱり少し要るのかなと、このように思っております。

その対策の一つとして、いわゆる北海道の札幌市では、自治会の加入率を向上させるために町内会加入率100%化計画というのを策定しております。その中で市民と自治会に関するアンケートをとった中で、未加入者の多くの意見が、大半であったのが、いわゆる町内会のことがよくわからないということが大半だったということをも明記しておりました。いわゆる活動内容がはっきりわからないということだろうと思います。

そこでちょっと質問ですけれども、先ほど町内会の、市民課のほうで転入、転出された方へ自治会のほうから依頼されて、チラシと申しますか、それが、これでございますけれども、非常に紙切れ1枚という、言い方は失礼ですけれども、中身はよくわかるんですが、できましたら、例えば、自治会と協働して情報発信という観点から、例えば、活動を載せた写真とか、メリットとかを出したパンフレットをつくってはどうかと、このように思います。と同時に、インターネットのほうでホームページ等に掲載してはどうかと思います。その辺の御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自治会加入率の低下というのは、私も、非常に身近にございますので感じております。今の御提案、十分検討して、そういう形でいろんなことをやっていきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） それと、もう1点は先ほど加入率が低いのはアパート、賃貸マンション、借家等々で申しあげましたけれども、例えばその管理をする管理会社、不動産会社、そういったところにもアピールしていただきたいなど、このように思うんですけれども、その辺の考え方、それから施策というのはどうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 不動産会社に対して職員が行ってどうのこうのということとはなかなか難しいかなと思います。ただ、加入の促進に向けてのお願いと申しますか、そ

ういうふうなものは配布するとか、あるいは持っていくとかいう形でやることは可能ではないかなというふうには思っております。その辺はちょっと検討してみたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ぜひお願いしたいと思います。例えば私も町内会の活動、やっておりますけれども、アパートもしくはマンション等につきましては、その管理会社の方に自治会費、とにかく入っていただいた方には天引きしてもらおうんですね。ある面では管理を不動産会社をお願いして、町内会費はその不動産会社から一括して半年分いただくと、このような形にしております。そのかわりきちっとした形で、私どもは自主搬入をやっていきますので、そういったものの情報等は全てアパートの方々にも行き渡るような形をとっております。

そういった形でぜひお願いしたいということと、それから市のホームページなんですけれども、ちょっと開いてみると、自治会への加入ということで3行ぐらいしかないわけで、先ほど言いましたけれども、例えば活動している写真を載せるとか、それからメリット性を少しアピールするとか、チラシもそうなんですけれどもちょっとカラー刷りにすると少し高くなりますけれども、そういった形の自治会への加入というものをぜひともお願いしたいなと、このように思います。

それで、例えば埼玉県のと光市なんかというのは、あめとむちじゃないんですけれども、例えば会員を増やした自治会に補助金を上乘せする制度をつくっておるようでございます。こういったところも一つの例でございますけれども、それほどそれぞれの自治体というのが、やっぱり自治会のいわゆるつながり、必要性というものをかなり取り組んでおると、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、条例なんですけれども、加入促進というふうな形で一つの方法論なんですけど、確かに先ほど答弁でございましたように自治基本条例と、それから市民参画協働の条例ですか、その中で泳いでいけるなどは私も実は思ったんですけれども。ただ、それと同時にやはり皆さん十分お気づきだと思いますけれども、地域のさまざまなイベントや自治会活動をするときに、住民の方々の参加が非常に少なくなってきておる、そういうところ、感じていらっしゃると思います。同時に、やはりそれが希薄になってきたのかなと、連帯感が薄れてきたのかなというのを最近とみに感じてきております。

ただ、その中で、やはりその自治会活動を推進していく上で、やっぱり地域の方々がこの条例があるからそれが一つの支えと、もしくはよりどころというような形のものであればいいなというふうな形で、実は今回、提案させていただいております。

その中で当然任意の団体ですので、もちろん強制はできませんけれども、現在、例えば

取り組んでいるのが「塩尻市みんなを支える自治会条例」、これ平成23年4月に施行されました。中身については、条文を少し読みますと、「市民は自治会に入会するものとする」ということを明言されております。

それから、最近では同じく埼玉県の八潮市なんですけれども、「町会自治会への加入及び参加を進めるための条例」ということで、ことしの4月に施行しております。これには「みずからが地域住民の一員であることを認識し、居住する地域の町会自治会に加入するよう努めるものとする」と、こういった形で文章化されておるようでございます。

実際、東京の世田谷は今パブリックコメントを行いまして、来年の4月施行を目指して、このような参加型のいわゆる条例をつくっておるようでございますが、先ほど言いましたように、私はこの条例自身が加入促進と同時にやはり地域住民の活動参加を促すような形になればいいなと思っておりますし、やっぱり活動する方々というのは、地元の、地域の方々ですので、そのようなところを、支えとなればということをおもっております。

一番大事なのは、やはり住民の意識をいかに高めていくかと、こういった形でございますが、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

余り条例は考えていないというふうなことでございますけれども、自治基本条例と、それから市民参画の条例を補完する意味で、やはりこれから地域のつながりというのがより大事になってくるような気がいたしますので、よろしく御検討をお願ひしたいと、このように思ひます。

あわせて、少し自治会長について、ちょっとお伺ひしたいんですけれども、近年、行政からの事務も増大してきており、また地域の行事など活動量がかなり増えてきております。それを実は行いますのが、先ほども言ひましたけれども自治会の役員の皆さんであり、とりわけ自治会長さんの仕事量は増大してきております。年齢的にも実はかなり高齢になってきている方がほとんどでございますし、今、地域において引き受け手がない、引き受け手という言い方、失礼ですけれども、なり手がないのが自治会長さんと民生委員さんだそうでございます。

それは基本的にはボランティアですけれども、仕事量も多く、時間もかなり拘束されると、また結構みずからの持ち出しもあるそうでございますし、ある自治会長さんは、毎年かわるといふような地区もあるそうでございます。いわゆる順番に回しておるといふことでございます。地域の一体感が薄れてきているような状況であるのではないのかなと、このように思ひますが。

自治会によっては、自治会の予算から手当もしくは事務費というふうな形を出しているところもありますけれども、自治会によってさまざまでございます。少し調べてみたんで

すけれども、かなり、自治会によっては、報酬もしくは手当というふうな形で支給しております。支給額も違います。

そこで、ちょっと質問ですけれども、こういった形の自治会長さんの手当もしくは出しているところ、出していないところもあるかと思えますけれども、その辺のところは行政としては把握されておりますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自治会ごとに——手当を出されているところがあるというのは聞いておりますが、具体的に何自治体が出されているとか、どこがやっているとかいうところまでは把握はしておりません。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） 実際、例えばこの自治会長の報酬については、私は何とかしてあげればどうかと実は思っておるわけでございまして、というのは例えば256の自治会があれば、それぞれ運営方式とかやり方も違うかと思えます。しかしながら、例えば一番大きな課題となっているのが事務委託料ということであろうと思えますけれども、過去、やはり自治会長さんの個人口座等々に振り込まれていたところも、ややあったように思っておりますけれども、今ではできるだけ町内会の通帳をつくってくれという指導をされておるかと思えますけれども、その辺のところはどうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今議員おっしゃったような形であろうと思えます。事務委託費がどのように自治会で利用されているかというのは、私ども細かくは把握しておりませんが、地区によってはその中から自治会長さんに出される、あるいは昔は自治会長さんの事務経費として扱われていた自治体もあるというふうなことは聞いておりますが、最近はそのような傾向は減ってきたというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ちょっと私が調べた中には大体3万円から6万円、それから多いところでは十七、八万円、またそれ以上のところもあるようでございます。確かにそれぞれの今、部長から答弁いただきましたけれども、任しておるというような形であろうと思えます。思いますが、実は自治会の予算というのは、いわゆる町内会費と、それから市行政のほうから事務委託料、それから振興助成金等々が主でございますけれども、そうしますと自治会によってかなりの格差が出てまいります。

例えば、10世帯前後の町内会、単位自治会もありますけれども、1,300を超える

自治会もあります。これも同じ自治会長さんなんですね。しかしながら、仕事量については、多少違いはありますけれども、余り差異はないというふうなことになるかと思いません。

そこで、例えば、これ実際あった話なんですけれども、結局、自治会長さんに対する手当というのを自治会総会等で全部オープンにして、皆さんに収支報告をしたときなんか、例えば自治会の役員もしくは自治会長さんに手当を出すのはおかしいんじゃないかと、こういうふうな方もいらっしゃる。心もとない発言なんですけれども、やはりそうしたときにやっぱり地区のために頑張っているのに、なかなか意欲が削がれるよねというふうな、実は話も、るるあります。

ですので、そういったことを踏まえて、この際ある程度、市が自治会長さんに対して、報酬もしくは報奨金というような形で、幾ばくか支給してはどうかと、実は思いますが、その辺のお考えをお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自治会長さん、それから自治会の役員の皆さん、あるいは役員をやらないまでもいろんな自治会で活動していらっしゃる皆さん、本当に敬意を表すものでございます。自治会が住民自治の基盤であるという、当たり前のことですが、そういうところで自主性、自立性と、あるいはそういう観点から見たときに、果たして自治会長さんだけじゃない、ほかの方もですけど、その活動に対して手当を出すということが果たしてどうなのかなと、ちょっと思うところもございます。やはり地元で、どういふふうにお考えになるかというのが、やはり基本ではないかなというふうに思っております。

事務委託費であるとか、あるいは振興助成金の額につきましては、これまでも、先ほどの質問ではございませんが、いろいろな経緯を経て今の金額になっているわけですが、これについては時代の変遷で多少変動が出てくるということは思いますが、やはりそういう中で、自治会のほうでこれはお考えいただくことが適当ではないかというふうに思います。

少ない自治会、世帯数の少ない自治会は、なかなか大変だと思います。少ないから事務も少ないんですけども、比例して少ないわけではないので、それは大変だとは思っておりますけれども、今時点で市のほうから手当として、そういう手当を交付するということは、これは今考えておりません。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） 実際、例えば手当ということになれば非常に難しいのかなと

いう気はせんではないんですけれども、現実問題として、例えばある連合自治会長さん、地域の連合自治会長さんの年間いただくのは1万5,000円だそうです。パソコンとかコピーとかそれでも、資料をつくるだけで飛んでいってしまうよというようなことを言っておられました。しかしながら、なかなか自分のほうから少しく下さいよというのは、なかなか言いづらいというのが本音だと思っております。

例えば全国では、埼玉県の川越市なんかというのは要綱をつけて、世帯別にそれぞれ自治会長さんに対しての報酬を支給しております。また、東松山市は行政パートナーと、こういうふうな位置づけで、いわゆる規則をもって、これは支給は条例ですけれども、同じような形で最高18万円支給しておるということで、それによって市からの、そういった委託事務については責任を持ってやっていただくと、こういった形になっております。同じく、坂戸市は、これはもう莫大な金額になっておりまして、大体700世帯で46万円というふうな形、自治会長さん個人に支給しておると。

全国的にはこういった実例もありますので、どうかひとつ、考え方が少し違いますけれども、よりパートナーとして、行政のパートナーとして、やはりこれから必要であろうと、自治会のウエートがかなり高くなっていきます。こういったことについても御検討いただければなど、このように思っております。

それにあわせて一度、例えば自治会の実態をもう少し知る上で、それから今、新たな地域コミュニティに取り組んでいらっしゃるけれども、アンケート調査をしてみたいかがかと思うんですけれども、その辺のところはいかがですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 新しいコミュニティということで、一昨年から協議をさせていただいて、その中で地元に行き、説明し、御意見をいただくということで、新しいコミュニティに対する御意見と言いながら、現在の各自治会の悩みといいますか、問題点、課題というのをたくさんいただいてまいりました。

自治会長のアンケートをとということでございますが、それも一つの手段であろうかなと。どういうものをどういうふうにするかというのは、ちょっとまだ考えておりませんが、アンケートという形になるのか、個別の説明の中でということになるかわかりませんが、そういう御意見をまたいただいて、いろいろな制度の変更あるいは新しいコミュニティの構築に向けて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 河杉議員。

○18番（河杉 憲二君） ここに周南市の自治会に関するアンケートということで、これ、昨年なんですけれども、結果報告をコピーしております。これは一部、課長のほうに

は全部コピーして渡しておりますので御検討をしていただければと思います。中身はかなりいい内容になっておりました、結果もかなりいいものになっております。ですので、参考にしていただいて、そうすれば防府市の自治会の状況もしっかりとわかるのではないのかなど、このように思っております。

それから、地域コミュニティの構築につきましては、現在、整理中ということで、先般より聞き取り調査等々をやっておられました。私も参加いたしましたけれども、ただ、その中で、それぞれやっぱり自治会の運営方法や考え方も違うということが見えてきたらうと、このように思っております。

しかしながら、高齢化が進んでいる地区において、また小規模自治会ですか、今後、自治会の運営が厳しいと思われるところもありますので、その辺のところは何とか配慮していく必要があるのかなど、このように思っておりますので、その辺はよろしく御検討していただければと、このように思います。

そして、最後ですけれどもセーフコミュニティ活動について。今回は一つの提案というふうな形で質問させていただきましたけれども、防府市が今後、ある面ではコミュニティを進めていく上での指針になろうかと思っておりますので提案させていただきました。先ほど申しましたように亀岡市、青森県の十和田市が21年ですね。それから神奈川県厚木市が22年に認証を受けております。今後、その認証に取り組んでいくのが秩父市もしくは北本市、大阪の松原市と。

つまり認証に取り組む過程というのが非常に重要だそうでございます。それに取り組むことによって、それぞれの自治体、それぞれのマイナス部分が少し見えてくると。それを少しずつカバーしていこう、そういうことが非常に効果的であるということをおられました。

ただ、例えば実質的には効果としては30%削減できるというような数字も出てきております。実際、京都の亀岡市では、かなり、3年間でそれぞれの例えば交通事故、それから自殺者等々も減ってきておるようでございます。

そのためには、いずれにしてもこの推進協議会というものをいち早く立ち上げて、このセーフコミュニティというのは、いわゆるみんなでそれぞれ考えていこうという運動でございますので、非常にある意味、現在、防府市もそれぞれ地域で防犯活動等で取り組んでおりますけれども、それも同じような取り組みでございますので、ひとつ検討していただければなど、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。

今回、住民自治ということでいろいろ質問させていただきましたけれども、やはり安全と安心のまちづくりを市と市民と、それと関係機関が協働することによって、やはり住み

やすいまち、住みたいまち、そして住み続けたいまち、これを目指して取り組んでいくのが大事であろうと、このように思っております。

早口でいろいろ申し上げましたけれども、いずれにしても今後、御当局の取り組みを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で18番、河杉議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議は、12月25日、午前10時から開催をいたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いを申し上げます。

午後2時 5分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年12月10日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 今 津 誠 一